

目 次

◎会議録第1号（11月30日）議案説明・質疑

開 会	3
日程第1 町長挨拶	3
開 議	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議案第89号 松前町職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例	4
閉 議	6
町長挨拶	6
閉 会	7

令和2年松前町議会第2回臨時会会議録

令和2年11月30日第2回臨時会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	本馬毅
総務部長	和田欣也
保健福祉部長	塩梅淳
産業建設部長	大川康久
教育委員会 事務局長	仲島昌二
総務課長	仙波晴樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和2年松前町議会第2回臨時会

議事日程表 No.1

	令和2年11月30日(月)	午前10時00分	開議
	開会		
日程第1	町長挨拶		
	開議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第89号	松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
	閉議		
	町長挨拶		
	閉会		

午前10時0分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和2年松前町議会第2回臨時会を開会いたします。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、臨時の町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中を御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、本議会は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、一般職及び特別職の職員の期末手当を改定するため、招集させていただきました。今回の給与改定の内容が期末手当の支給率を引き下げるものであり、期末手当の基準日である12月1日までに松前町職員の給与に関する条例等を改正する必要があることから、改正条例案を議案として提出させていただきます。

御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

14番伊賀上明治議員、2番西村元一議員、以上2名を指名いたします。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会で協議の結果、本日1日限りと決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第89号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第89号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第89号について提案理由を申し上げます。

開会の御挨拶でも申し上げましたとおり、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、一般職及び特別職の職員の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 和田総務部長。

○総務部長(和田欣也) それでは、議案第89号について補足して説明をいたします。

参考資料で御説明いたしますので、参考資料をお開きください。

この条例は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し、公民の給与較差に基づき、職員及び特別職の給与を改定するため、関係条例を改正するものです。

改正の概要ですが、まずIが一般職員を記載していますが、一般職員の期末手当については、今回の勧告が支給割合を0.05月分引き下げる内容であったため、今年度につきましては表の上段部にありますように12月の支給割合を100分の130月分、1.3月分から100分の125月分、1.25月分とするものです。なお、来年度からは表の下段部のように6月と12月の支給割合を平準化し、それぞれ100分の127.5月分とするものです。

続いて、IIの議員を含む特別職の期末手当についても、今年度の12月の支給割合を0.05月分引下げ、100分の170月分から100分の165月分、1.65月分とするものです。また、この特別職の期末手当についても、下段の令和3年4月1日からの改正として、来年度からは6月と12月の支給割合を平準化し、それぞれ100分の167.5月分とするものです。

以上で議案第89号の補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

曾我部秀司議員。

○4番(曾我部秀司議員) 1点だけ質問させていただきます。

人事院勧告、愛媛県人事委員会勧告を考慮しての引下げということであったんですけれども、町独自としてさらに引き下げるという考えはなかったのでしょうか。

例えばですけれども、先ほどの参考資料にありましたように今年度の12月は100分の

125、1.25か月分、来年度以降は1.275なんですけれども、来年度以降も今年度と同様に1.25、1.25にする、さらに町独自として0.05を引き下げるといってお考えはなかったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 仙波総務課長。

○総務課長（仙波晴樹） 愛媛県人事委員会勧告におきましては、県内の民間の支給状況を調査いたしまして勧告のほうを行っております。町においては、国の人事院勧告や愛媛県の人事委員会の勧告を準拠して町の給与等の支給を行っているため、さらなる引下げについては考えてございません。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりましたが、私が言ったのはですが、このコロナ禍によって税収の減により来年度以降、歳入が減るのではないかという点、それから人事院勧告では企業規模が50人以上を対象に調査した結果0.05というのが出ております。本町では、やはり中小企業が多い中、町民の多くの人たちが収入減になっているのではないかという点、それから9月議会の委員会でも出されましたが財政の健全化の取組ってという点から考えてみると、町独自にさらに引下げをして、町としてもこういうふうにしてやっていきますという表明になるのではないかと私は考えております。

しかし、やはり人事院勧告、愛媛県の人事委員会勧告に従って、もう町独自では考えないということよろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 現在、松前町の役場は割と少数精鋭でやっておりますので、職員の皆さん、大変忙しくしております。給与というのは生活給ということでありますので、民間の水準に応じた形で人事院勧告やあるいは人事委員会の勧告が県でもなされるという、それに準拠してこれまでもやってきたところですので、それに職員の生活を守るためにもその水準は維持していきたいというふうに考えております。

現在、財政基盤の安定化の取組を進めておりまして、この前にも議会で私の給与はカットさせていただきました。これは、あくまで財政に寄与するために私の給料をカットしたわけではなくて、額、少ないですから、10%のカットぐらいでは財政の手助けになるような額ではないんです。ですから、私の給与のカットというのはあくまでそういう取組をやるんだということを職員あるいは町民の皆さんに私の覚悟としてお示しする意味での、形として表すためのものでありまして、財政のためにとという意味ではありませんので、その点は御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） よく分かりました。

私も簡単に計算をしたんですけども、平均給与を30万円とすると0.05か月分といったら1.5万円、その職員200人としたら300万円ほど余りが出てくるというふうなことで、いろんな町民へのアピールであったり財政の健全化であったりということ、そういったことも考えていただきたいなということがあって質問させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第89号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が松前町委員会条例に規定する所管事項のため、閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 令和2年第2回臨時会の閉会に当たりまして、議長の許可をいただきましたので御挨拶を申し上げます。

本日の議会に提案させていただきました議案について議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、全国各地で新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、愛媛県内においても過去最

多の新規感染者が発生するなどいたしまして、20日には感染縮小期から感染警戒期に移行されました。これから一段と気温が低下し、空気も乾燥する中、特に年末年始にかけてクリスマス、大みそか、初詣などの不特定多数の人たちが集まる行事等が多くなるほか、忘年会や新年会など飲食や飲酒を伴う会合も増えることから、新型コロナウイルスの感染リスクやクラスター発生のリスクが高まる状況となります。町民の皆様には、今後の感染リスクの高まりに対する危機感を強めていただき、日常での警戒レベルを一段引き上げ、なお一層の感染回避行動の徹底をお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、引き続き町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和2年松前町議会第2回臨時会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 西 村 元 一

